

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、今月4日の台風21号による暴風や大雨、そして6日に発生しました北海道胆振^{いぶり}東部地震により、多くの尊い命が失われ、多数の負傷者が出たほか、家屋や公共施設等に甚大な被害が生じました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りしますとともに、被災されました方々に心からお見舞いを申し上げます。

県といたしましては、北海道からの要請に応じ、DMATを派遣し、被災地における医療機関等の支援を行って参りました。

今後とも、被災地の一日も早い復旧のため、できる限りの支援を行うほか、国や関係機関等との連携を密にし、本県の防災・危機管理体制についても万全を期して参ります。

また、今般、県教育委員会において、障害者雇用率の算定に当たり国のガイドラインに沿わない取扱いがあり、法定雇用率を下回っていることが判明しましたことは、誠に遺憾であります。

今後、教育委員会と連携しながら、障害者の特性に応じた仕事の確保や、働きやすい環境づくりを進めることにより、早期に法定雇用率を達成し、障害者雇用の推進に努めて参ります。

次に、去る7月15日から23日まで、五十嵐議長をはじめ県議会の代表の皆様と、ブラジル連邦共和国サンパウロ市で開催された「在伯栃木県人会創立60周年記念式典」及び「ブラジル日本移民110周年記念式典」に出席するとともに、アルゼンチン共和国ブエノスアイレス市の栃木県人会を訪問して参りました。遠く離れた南米の地において、

ふるさと“とちぎ”を心から慕い、様々な活動をされております多くの方と意見交換等を行い、本県との絆の深さを改めて実感いたしました。今後とも、こうした方々に御協力いただきながら、本県と南米の日系人社会との交流を一層推進して参ります。

次に、関西圏等における新たな情報発信拠点として、大阪市北区に「栃木^{とちぎ}県^の企業^い誘^い致^も・県^の産品^の販売^の推進本部 大阪センター」を開所いたしました。7月30日の開所式では、関西圏等の県人会や現地の観光事業者等の皆様から、大阪センターに対する激励の言葉をいただいたところであります。

今後は、大阪センターを拠点として、関西圏において顔の見える関係を築きながら、観光誘客や企業誘致を戦略的に進めるとともに、農産物など県産品の新たな販路開拓にも積極的に取り組み、本県の知名度向上を図って参ります。

次に、中国浙江省との友好交流についてであります。

本年は、本県と中国浙江省との友好提携25周年に当たりますことから、先月29日、袁家^{えんかぐん}軍省長を団長とする代表団が来県し、両県省の交流について意見交換を行いました。今後とも、これまで深めてきた友好関係を更に発展させるとともに、教育、文化から経済まで幅広い分野での交流を推進して参りたいと考えております。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組についてであります。

本県は、ハンガリー選手団の事前トレーニングキャンプの誘致を進めているところですが、視察を兼ねたキャンプとして、サーフィン競

技を今月受け入れるとともに、近代五種競技については11月に受け入れることとなりました。今回の受入れを、本県での事前トレーニングキャンプの実施につなげるとともに、他の競技団体にも、引き続き働きかけを行って参ります。

また、本県における東京2020オリンピック聖火リレーにつきましては、平成32年3月29日及び30日の2日間と決定され、7月31日に「東京2020オリンピック聖火リレー栃木県実行委員会」を設置したところであり、本県の聖火リレーが、多くの県民の皆様の参加や協力を得て、記憶に残るリレーとなるよう、取り組んで参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算3件、条例6件、その他の議案17件の計26件であります。このほか認定6件、報告4件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2016」を踏まえつつ、安全で安心な暮らしの実現など、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処することとして編成したところがあります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、57億1,324万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、8,091億2,324万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、安全で安心な暮らしの実現についてであります。

大阪府北部地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、県立学校を含む県有施設において、今後、地震により人的被害が生じる恐れがあるブロック塀等の安全対策を講じるほか、西日本に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨等を踏まえ、災害による被害を未然に防止するため、緊急防災・減災対策事業費等を計上し、河川の堆積土除去や道路アンダーの進入防止柵の整備等に取り組んで参ります。

また、この夏の猛暑を踏まえ、生徒の適切な学習環境を確保するため、普通教室に空調設備が設置されていない県立高校に対し、空調設備の整備を進めるほか、県立学校施設長寿命化推進事業費を計上し、緊急性の高い工事について設計を前倒して実施いたします。

さらに、障害者が地域において安心して暮らせる環境づくりを推進するため、生活介護事業所の整備を支援するほか、慢性的な交通渋滞が発生している県庁正門前交差点について、現在解体工事中の栃木会館の跡地を活用した改良工事を進めて参ります。

加えて、宇都宮市と芳賀町が実施するLRT整備事業を支援するとともに、LRTの運行時における安全で円滑な道路交通環境を確保するため、交通管制エリアの拡大に必要な調査等を実施して参ります。

次に、強みを生かした産業の振興についてであります。

観光誘客及び県産品輸出の促進を図る上で重要なターゲットである香港において、旅行業者等へのトップセールスや輸入規制が緩和された県産農産物のプロモーションを展開するほか、日EU経済連携協定の発効等の機会を捉え、欧州地域の食品関連バイヤーを招へいし、商談会等を実施いたします。

さらに、幅広い産業分野におけるICT等の活用を促進するほか、県内中小企業者等における若年技能者の技能向上を図るため、栃木県職業能力開発協会の基金造成を支援することといたしました。

また、結城紬織物の全工程を通した一貫生産ができるよう、紬織物技術支援センターの建替え整備を進めるほか、公共事業費を計上し、農地の区画拡大や農業水利施設の更新整備などを行って参ります。

第2号議案の小規模企業者等設備資金貸付事業特別会計補正予算は、公益財団法人栃木県産業振興センターが行うとちぎ未来チャレンジファンド事業に対する損失補償のため、債務負担行為を設定するものであります。

第3号議案の流域下水道事業特別会計補正予算は、流域下水道建設事業について、繰越明許費を設定するものであります。

第4号議案は、栃木県地方創生拠点整備基金を設置することについて、新たに条例を制定するものであります。

第5号議案は、公職選挙法の一部改正に伴い、栃木県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成費用を公費負担することに関し必要な事項を定めるため、栃木県議会議員及び栃木県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務を追加すること等のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確

認情報の提供及び利用に関する条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、地域再生法等の一部改正に伴い、県税の課税免除措置を講ずること等のため、栃木県地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、サテライト型養護老人ホームにおける職員の配置の基準等について、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、建築基準法の一部改正により、接道規制の適用除外に係る認定制度が新設されたこと等に伴い、栃木県建築基準条例等の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県公安委員会委員臼井佳子氏の任期が来る9月23日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県公害審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、稲野秀孝氏、落合博明氏、佐々木和也氏、島菌佐紀氏、西村友良氏、西山緑氏、橋本賢二郎氏及び横山幸子氏を再任し、池口厚男氏、田島二三夫氏、藤田明子氏及び渡邊美樹氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第12号議案及び第13号議案は、市町村の境界変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第14号議案は、権利の放棄について、議決を求めるものであります。

第15号議案から第20号議案までの6件は工事請負契約の締結につい

て、第21号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第22号議案は、地方独立行政法人栃木県立がんセンターの定款の変更について、議決を求めるものであります。

第23号議案から第25号議案までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

第26号議案は、用地造成事業会計の資本金の額の減少について、議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号から報告第3号までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第4号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。